（経過措置）

第二条　この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキ（電子的方法により操作するものに限る。次項において同じ。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

2　旧規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十一改訂版に基づき行われた認定（駐車ブレーキに係るものを除く。）は、新規則第五条の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

3　旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

6　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

7　旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定のうち、後方等確認装置（自動車に技術的最大許容質量（当該自動車の構造、装置及び性能を勘案し、当該自動車の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全の観点から当該自動車に負荷することが許容される最大の質量をいう。）が負荷された状態で、当該装置の最下縁が地面から二メートル以上となるように取り付けられるものを除く。次項において同じ。）に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

8　旧規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第四改訂版に基づき行われた認定（後方等確認装置に係るものを除く。）は、新規則第五条の表第三十六号及び第三十七号下欄に掲げる第四十六号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2　旧規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 3　（略） （削る） 4‖5　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） 2　旧規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第十一号の五、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第四号の二、第四号の三、第五号の十、第五号の十一、第十一号の五、第三十四号の二、第三十五号の三及び第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 3‖4　（略） 5‖6　（略）